

2020年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県保育所運動連絡会
会長 増田百代

緊急事態宣言における保育所等の対応についての要望書

日々の新型コロナウイルス感染症対応に心より敬意を表します。
兵庫県において、緊急事態宣言が継続されました。そのような状況の中、保育所等は新型コロナウイルス感染拡大防止のために闘う最前線の一つです。保育所が医療体制の維持、国民生活・国民経済維持のためには、必要不可欠な社会福祉事業であることを自覚しています。保育職場で働く職員は、その認識のもと市民生活維持に不可欠な職種の方、就労が必要な世帯のために保育の継続に全力を尽くしています。そして、在宅で生活する時間が長くなることで問題になっている児童虐待やドメスティック・バイオレンスの防止の視点から、子どもたちの育ちの格差や保護者への支援についての保育所の役割もますます重要になってきます。医療現場では、院内でのクラスター感染が発生する中、保育所内でのクラスターの事例も出てきています。保育所等の子どもと家族、職員の健康を守り、保育を維持していくため、以下のような県としての対応を要望します。

記

1. 保育現場は、子どもが生活するところで子どもとの接触は回避できないことから、保育に関わる職員・保護者・子どものPCR検査の充実を求めます。
2. 感染防止のための、マスクや防護服・消毒用アルコール等衛生用品についてすぐに活用できるように現物支給をしてください。
3. 児童・保護者及び職員の感染でクラスターが発生し休園を余儀なくされた場合に健康な子どもの保護者の就労保障と子どもの保育を受ける権利の保障を、緊急に行う手立てを考えてください。
4. PCR検査の結果、健康な職員の就労を守り、保育所等で保育がすぐに再開できるよう休園や再開のガイドラインを作成してください。
5. 新型コロナウイルスに対応している保育従事者への特別手当を創設してください。

以上